

令和3年（行コ）第8号行政文書一部不開示処分取消請求控訴事件

控訴人兼被控訴人（一審原告） 佐藤博文

被控訴人兼控訴人（一審被告） 国

5

2021年 8月27日

控訴審準備書面（補充）

札幌高等裁判所第3民事部3係 御中

10

控訴人兼被控訴人（一審原告）訴訟代理人

弁護士 池 田 賢 太



頭書事件は、本日結審をしたところであり、本書面が陳述されないことは承知している。もっとも、法廷において、一審被告が提出した乙1号証及び乙12号証について、証拠記載のURLから記事の特定ができたために、念のため一審原告の主張を補充して述べておくこととしたい。

20 | 乙11号証の記事について

(1) 乙11号証下部記載のURLを直接入力したところ、すでに削除された可能性があるとの画面が出た。

もっとも、同URLの「160524」は西暦年末尾2桁と月日と思われたため、同年月日を基準として記事を検索したところ、本書面末尾に添付した産経ニュースの記事が該当した。

(2) 同記事内容によれば、自殺発生年月日は2016年5月24日午

前9時20分頃、発生場所は陸上自衛隊祝園（ほうぞの）分屯地宿舎裏、方法は小銃を利用し、あご付近を撃ったものと考えられる。

同隊員の所属部隊は中部方面陸自第3師団第3後方支援連隊であり、性別は男性、階級は1等陸士、年齢は20歳である。

- 5 (3) 法廷では、かかる事故の報道が産経新聞の独自取材によるスクープであることは考えられず、部隊による報道会見による発表に基づくものと考えられると主張しておいたところ、記事を確認すると、マスキングされた中に「同師団によると」とあり、上記個人の特定がなし得るほどに詳細な事項は、いずれも陸上自衛隊中部方面隊第3師団による公式発表に含まれていたことが明らかになった。

2 報道発表と行政文書開示請求はどちらが優先されるのか

- (1) 以上の点から明らかになるのは、少なくとも同記事に含まれる内容について、陸上自衛隊において公表して差し支えない内容と考えている点である。仮に、個人情報保護の観点から、本件訴訟で主張するモザイクアプローチ論を念頭に置いているのであれば、かかる詳細な情報は明らかにすることなどできないはずである。

また、現在においても記事を検索しうる状況にあることに鑑みれば、一個人の行政文書開示請求と報道機関への公表とではその伝播性も全く異なる。個人情報保護の観点からすれば、後者への公表こそもっとも慎重に行わなければならないものである。

- (2) こと乙11号証の事案は、駐屯地内で小銃を用いたという観点から、公表の度合いが高かったこともあるかもしれない。しかし、個人識別可能性や個人権利利益侵害可能性という観点からは他の自殺者と同一である。

- (3) 行政文書開示請求は、行政機関の保有する情報の公開に関する法

律1条の趣旨に基づき行われなければならない。すなわち、同条は、
「この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求
する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一
層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する
5 責務が全うされるようになるとともに、国民の的確な理解と批判の
下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。」と
して、情報公開の目的を定める。

10 その根底にあるのは、行政機関の報道発表や説明が一面的に過ぎ
る場合があるため、国民主権の理念にのっとり行政機関を監視・評
価するためには、報道等で発表されなかった事実も含めて開示させ
ることこそ必要であるとの考え方である。

15 してみれば、行政機関が報道発表等で任意に開示した内容よりも
情報公開請求によって開示される内容が後退することは、法の趣旨
からしてありえないことである。かかる取り扱いが許されるならば、
行政機関はその折々に、自身の都合の良い事柄のみを開示すること
が許されることになるからである。これでは、法の目的も、国民主
権の理念も貫徹されない。

3 結語

20 一審原告も、個人名を含めたすべての情報の開示を求めているわけ
ではない。しかし、一審被告自らが明らかにするところからしても、
原判決が不開示とした部分のうち、「方面」「駐屯地」「職種」「年齢」
「年齢区分」「事故日時」「自殺月日」「階級」については、認容される
べきである。



WebStream

オンライン授業
配信などの様
webstream.co.

陸自弾薬支処で隊員が血を流して死ぬ 近くに小銃 京都

2016.5.24 19:25

24日午前9時20分ごろ、陸上自衛隊祝園（ほうぞの）分屯地（京都府精華町）で、男性隊員があご付近から血を流して倒れているのを別の隊員が発見した。男性隊員は病院に運ばれたが、午前11時ごろ死亡が確認された。陸自第3師団（兵庫県伊丹市）は小銃の発砲によるものとみており、自殺の可能性も含めて中部方面警務隊が原因などを調べている。

不織布マスク 超えた布マス

微粒子を99.9%以上キャッチ
に2倍以上呼吸しやすい！
アイテムが話題

分子ラボ

開く

同師団によると、男性隊員は第3後方支援連隊（同）の1等陸士（20）で、祝園分屯地の警備に派遣されていた。この日は小銃を携行して歩哨任務に就いていた。小銃の発射音を聞いた別の隊員が、分屯地の宿舎裏で1等陸士が倒れているのを発見したという。

1等陸士に服装の乱れなどではなく、銃の紛失などもないという。

関連記事

[「別室で8時間も反省文」自殺高1男子の遺族が大阪府を提訴](#)

【世界を読む】中国人“ウルトラ・リッチガール”は「目立たないからアウディ」先住民は「毎晩のように自殺未遂」

工場跡に高3女子遺体 制服姿、自殺と事件の両面で捜査 大阪・茨木

「相談しやすい雰囲気に」…中3自殺で新校長、広島

名古屋の中1自殺 独自の調査結果を検証

【兵庫・川西の高2いじめ自殺判決】「息子の傷、分かってほしかった」と会見の両親 「教員の責任も認めるべきだ」

その他の最新ニュースはこちら

**不織布マスク
超えた布マス**

©2016 The Sankei Shimbun & SANKEI DIGITAL All rights reserved.